

賞じゅつ金の授与

消防団員、水防団員及び消防吏員が、消防業務又は水防業務に従事するに当たり一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合に、その功労に報いるとともに、功績をたたえ、賞じゅつ金を支給します。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

1 共同処理団体

31 団体 (18 市、8 町村、5 一部事務組合)

市	町 村
新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市	聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、刈羽村、関川村、粟島浦村
	一部事務組合
	上越地域消防事務組合、新発田地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合、十日町地域広域事務組合、燕・弥彦総合事務組合

2 賞じゅつ金の支給額

賞じゅつ金の種類	支給額	支給額決定の基準
殉職者賞じゅつ金	490 万円～2,520 万円	功労の程度による
障害者賞じゅつ金	190 万円～2,060 万円	障害の等級、功労の程度による
殉職者特別賞じゅつ金	3,000 万円	功労が特に抜群と認められる場合